～大切なお知らせ～

ひとり親世帯（今回の給付金を受取済み）でない方へ

子育て世帯生活支援特別給付金の御案内

子育て世帯の支援のため，**給付金の支給**を実施します!

1．支給対象者

①または②に当てはまる方(※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く。)

① **令和４年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金（前回の給付金）の支給対象者**であった方
（申請の要否に関わらず，前回の給付金を受け取った方）

② ■令和５年３月３１日時点で
18歳未満の児童(障害児の場合,**20歳未満**)
を養育する父母等
（※令和６年２月末までに生まれた新生児等も対象になります。）
であって
■令和５年１月１日以降の収入が急変し，
住民税非課税相当の収入となった方

2．支給額

児童１人当たり　一律 5 万円

■支給に当たっては，申請が不要な場合と必要な場合があります。
必ず裏面の支給手続を御確認ください。
＊お問い合わせは，下記まで電話してください。

■ こども家庭庁コールセンター　（受付時間:平日9:00～18:00）
0120-400-903
■ 江田島市福祉保健部子育て支援課（にこ♡にこハウス）
0823-42-2852

令和５年度子育て世帯生活支援特別給付金　で検索

３.給付金の申請手続

Ⅰ.令和４年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）」の支給対象者であった方

▶ 給付金は，**申請不要**で受け取ることができます。

▶ 市区町村ごとに可能な限り速やかに，令和４年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金を支給した口座（令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を支給していた口座等）に振り込みます。

【御注意ください】
※　給付金の受給を希望しない場合は，受給拒否届出書を江田島市（子育て支援課）に提出ください。
※　令和４年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど，給付金の支給に支障が出るおそれがある場合は，振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

Ⅱ.上記以外の方（例. 収入が急変した方）

▶ 給付金を受け取るには，**申請が必要**です。

▶ 申請書に振込先口座などを記入して,必要書類とともに江田島市（子育て支援課）に**直接，郵送**で提出してください。

▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して，申請内容を確認して指定口座に振り込みます。

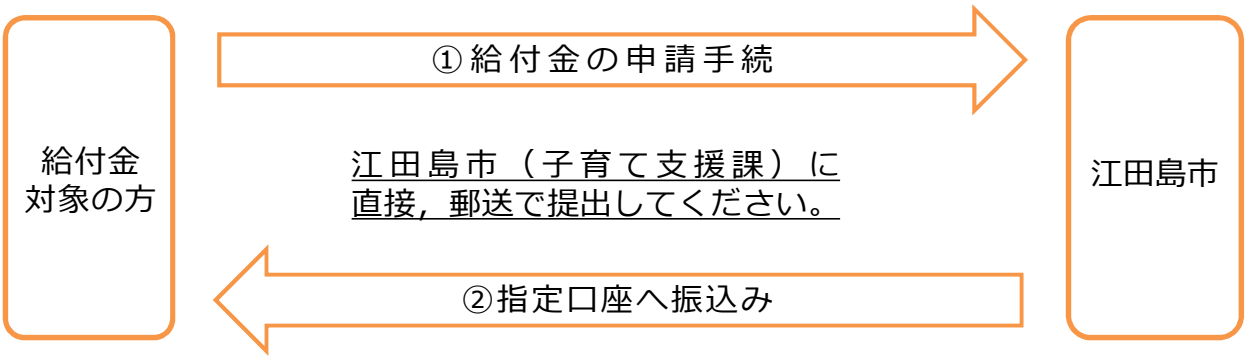

「子育て世帯生活支援特別給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

御自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省の職員などをかたった不審な電話や郵便があった場合は，江田島市（子育て支援課），最寄りの警察署又は警察相談専用電話(#9110)に御連絡ください。